

令和4年8月29日
財 務 局

工事請負契約書第24条第5項の規定 (単品スライド条項)の運用の一部改正について

東京都が発注・契約する工事において、工事請負契約書第24条第5項の規定により、受注者が契約金額の変更を請求する場合(以下「スライド請求」という。)の取扱いについて、一部改正を行いました。

請求に当たっては、適用の条件をよく確認の上、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

1 改正の内容

- (1) 受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とします。
- (2) 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月及び数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定できることとします。
- (3) その他、所要の改正

2 施行日

令和4年9月1日以降、請求を行うものから施行

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通 03-5388-2607

工事請負契約書第24条第5項の規定 (単品スライド条項)の運用について (令和4年9月1日以降)

東京都が発注・契約する工事において、工事請負契約書第24条第5項の規定により、受注者が契約金額の変更を請求する場合(以下「スライド請求」という。)の取扱いについては、次のとおりです。

請求に当たっては、適用の条件をよく確認の上、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

1 適用対象工事

契約書に単品スライド条項が規定された工事で、かつ、2(2)の残工期が2月以上ある工事

2 定義

(1) 請求日

単品スライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。

(2) 残工期

請求日以降の工期(一部しゅん功にあつては、当該部分に係る工期)までの工事期間とします。

(3) スライド額

5により算出した契約変更の対象となる額

3 請求方法

受注者が、単品スライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合、書面(様式-1)に各対象材料の購入価格等を証明する書類(参考様式-1ほか)を添付し、工事主管部署に提出してください。

4 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であつて、次式により算定した変動額が契約金額の100分の1に相当する金額を超えるものを対象とします。

$$\text{変動額}\langle\text{鋼}\rangle = M[\text{変更}]\langle\text{鋼}\rangle - M[\text{当初}]\langle\text{鋼}\rangle$$

$$\text{変動額}\langle\text{油}\rangle = M[\text{変更}]\langle\text{油}\rangle - M[\text{当初}]\langle\text{油}\rangle$$

$$M[\text{当初}]\langle\text{鋼}\rangle, M[\text{当初}]\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

$$M[\text{変更}]\langle\text{鋼}\rangle, M[\text{変更}]\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k + \text{消費税}$$

M【変更】《鋼》, M【変更】《油》：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額
M【当初】《鋼》, M【当初】《油》：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額
p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
p'：価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
D：鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量
k：落札率

(2) 鋼材類又は燃料油以外であって、「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料については、鋼材類又は燃料油に準じます。

5 スライド額の算出

(1) スライド額は、次式により算出します。

$$S = (M【変更】《鋼》 - M【当初】《鋼》) + (M【変更】《油》 - M【当初】《油》) - P \times 5 / 1000$$

S：スライド額

M【変更】《鋼》, M【変更】《油》, M【当初】《鋼》, M【当初】《油》
：4(1)に同じ

P：契約金額

(2) p'は次に定めるとおりとします。

①鋼材類

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とします。

②燃料油

各対象材料を購入した月の実勢価格原則とする。または、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とします。

※1 受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とします。

※2 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月及び数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定することができます。

※3 資材調達先にヒアリング等を行う場合があります。また、事実と異なる請求があったことが判明した場合、契約書の規定に基づき損害賠償等を請求する場合があります。

(3) Dは、発注者の設計数量または発注者の認定する数量とします。

6 契約変更の時期

工期（一部しゅん功にあつては、当該部分に係る工期）の末に行います。

7 全体スライド条項の併用

契約書第 24 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、単品スライド条項に基づくスライド請求をすることができます。

8 手続の流れ

手続の流れについては、別紙「単品スライドの手続フロー」を参照してください。

(参考) 工事請負契約書第 24 条抜粋

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

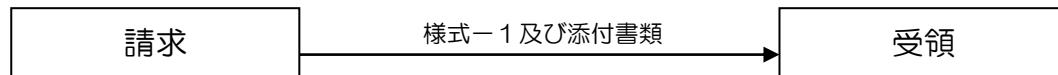
単品スライドの手続フロー

～請求から契約変更手続までの基本的な流れ～

受注者

東京都（工事主管部署）

備考



各対象材料について変動後の数量や単価の確認

スライド額（案）
の算出

スライド額に係る契約変更

スライド額が決定したら工期末に契約変更を行います。
※契約変更の事務手続は当該契約の契約担当部署と行ってください。

(様式-1)

契約金額変更請求書

年 月 日

(発注者あて)

殿

受注者

住所

氏名

下記工事について、工事請負契約書第24条第5項に基づき、契約金額の変更を請求します。

記

1 文書番号

2 工事件名

3 工事場所

4 契約金額 ¥ 円

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)

5 工期 年 月 日から 年 月 日まで

※ 添付書類は、参考様式を参照のこと。

